

平成27年5月22日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言に対する市長の意見について

平成27年4月24日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策」に対し、市民参加条例第27条第2項の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

1 1及び3の提言に関して

(1) ワークショップについて

現在、公民館や児童館等の事業において、若者がさまざまな活動に参加しています。中でも、貫井北センターでは若者コーナーの利用・運営等について、若者自らが話し合い、考える取組を実施しています。このような事例を参考にしながら若者の意見を聞く場の提供について検討します。

(2) 「(仮称)若者討議会」について

(1)の結果も踏まえ、市及び各附属機関等で抱えているテーマや単発的な特定 이슈等、課題の解決に係る意見交換や討議について、「(仮称)若者討議会」に適した事案や時期を勘案し、研究してまいります。

(3) 「(仮称)若者分科会」について

(1)(2)の成果を発展させ、諸計画等の作成に係る市の会議体に提言についてお知らせするとともに、若者の市政参加に係る具体的な方策を推進するという提言の趣旨を踏まえ、「(仮称)若者分科会」について必要に応じて提案してまいります。

2 4のその他の課題、市民参加の進捗状況などについて

「意見・提案シート」の設置、保育士、手話通訳士等の配置等、参加しやすい環境の整備について今後も研究してまいります。